

特定非営利活動を実施していない法人に対するフロー

期日	対応				備考	例
《事業年度終了後》	未活動1年目		未活動2年目	未活動3年目以上	前年度までの事業報告書等を提出していない法人	3月31日
3か月後 《事業報告書等提出期限》	設立初年度の法人 (1事業年度目)	前年度までの事業報告書等を提出している法人				
		設立2年目以降の法人 (2事業年度目以降)				
	直近事業報告書等提出後				6月30日	
	(未活動が1年未満)	(未活動が1年以上)	(連続未活動が2年以上)	(連続未活動が3年以上)		
	1回目	①口頭で今後の活動の有無を確認 →口頭で事業実施を指導 【指導した旨を記録】	①口頭で今後の活動の有無を確認 →口頭で事業実施を指導 【指導した旨を記録】	①口頭で今後の活動の有無を確認 →文書で事業実施を指導 【指導した旨を記録】		①口頭で今後の活動の有無を確認 →文書で自主解散を依頼 【依頼した旨を記録】
2回目以降		②過去に未活動期間があり、指導した記録がある場合 →文書で事業実施を指導 【指導した旨を記録】	②過去に未活動期間があり、指導した記録がある場合 →文書で自主解散を依頼 【依頼した旨を記録】			
				↓		11～12月
				依頼後、一定期間(概ね3か月)経過しても自主解散しない場合	随時口頭で状況把握と指導 今後実施予定の事業計画書の公表など命令	
				↓		
				弁明の機会の付与		
				↓		
				改善命令		
				↓		
				聴聞	3月末	
				↓		
				設立認証の取消し		

※ 事業報告書等を3年以上継続して提出しない法人は除く。(事業報告書等の期限内未提出法人に対するフローに従う)